時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

朝令暮改も可なり

政府の新令を布き若しくは舊令を改むるの場合に於て豫め事の利害得失を判斷して苟先にも首尾前後の考を忽にす可らざるは論を俟たざる次第なれども錯雜なる人事世界の習として豫算實際往々相符合せざるも免れ難き所なれば人生百事豫想の外に逸出して人として愕然たらしむる者も少からず即ち政府部內の人と雖も別に鬼神の明あるにも非ずして滔々たる人知不完全の同門種族なれば其執る所の主義方向も時に豫定の目的を外れて他日不都合を見出すとあるは各國古今の例として見るべき者あり人事世界に於ては如何ともす可らざる次第にして當局者の斯る場合に際するあらば速に其不都合の箇條を變革して過を改むるに吝ならざらんこと政府の美德なりとして我輩は少しも之を咎めざる可し然るに古來法令の屢々變更するを朝令暮改と稱して政治上最も戒むべき者と爲したるは前條我輩の精神と相反する所あるに似たれ共元來此格言は政府の未だ法令を出さざる前を戒しめたるものにして一度國法と定めたる所のものは容易に變更す可らず朝に命令を發して暮に改るが如き不都合なき樣にと事の初めに用心せしむるまでの次第にして既に一度發令したる上は善惡利害の如何をも問はず一概一向に押通すべしと頑然過を改めざるの主義を贊成したるに非ざるは理に於て明白なる可し或は世の論者の中には政府を以て理論上完全無缺のものと看做して頻々其施政に誤あるを發見すれば隨て其瑕に乘じて攻撃を逞ふせんとする人もあらんかなれども此等は言はゞ人知不完全の世界に有らさまじき空想を以て他人の過を責むる者にして其議論酷なりと云はざる可らず故に政府に於ても實際の不都合を見出しながら若しも中途に變更したらば物議の點も如何あるべしなど何にか其邊に掛念して改正斷行の勇氣を示さゞるが如きは男兒らしき處置にあらず其法令にして果して實地不都合なれ已む可らざる次第もあらば朝令暮改して之に幾多の變更を重ぬるも敢て差支なかる可きのみ

政府の法令も人事不完全の一部に屬する者にして時と場合に應じては朝令暮改も實地已む可らざる手段なりとして爰に聊か我輩の鄙見を陳ぜんならば本年の四五月頃あり世間に於て非常に喋々しブールス說も賭博同然の投機事業を防がんとするの點に於ては道理至極の考案にして米商會所若くは株式取引所の類の如きは其射利競爭も最も甚しく、商賣上の德義を害して如何なる危險を釀さんも知る可らずと遂にブールス說と促し來りて政府も取引所條例と制定し彌よ本年の九月一日より施行の手續なりしかども細則準則の發布或は全からざる所もあり委員本人の情實折合はざる邊もありて彼是れ種々の入組さる事情より取引所新設の相談も纏まらず兎角する內政府の命にて從來の米商會所株式取引所與に一箇年の延期を許可せられたるは近日の出來事なり我輩は最初よりブールス論者にも非ず又元の株式組織說に黨する者にも非ずと雖も二者孰れにするも投機の事業に君子の德を求むるは所詮無益の願望なりと信じられば新取引所の設立に對しても贊成を表せず若しも在來の會所取引所に仕組れ不完全なる處もあらば之に改正を加ふる丈けにして充分なり折角の新取引所と設くるも別に利益の見る可き者あらずして新舊轉換の間に在來の商人等として其財產と失はしむるは無益の騷動なりと嘗て其次第とも紙上に開陳したるに我輩の議論行はれずして彌々新條例發布の今日よ至りて借實際の有樣と如何にと云ふに新舊組織の交代の困難あると殆んど我輩の豫想外に出でたる所にして政府も是に視るの明あり取敢へず新條例の實施まで一箇年の猶豫と許されるは救急の策として最も其當を得たる處置なれども我輩は尙ほ舊說を執て變ずること能はず今日の實際に於て新條例の實施に困難あらば斷然これを廢して舊會所取引所と共まゝに存し一箇年の猶豫と云はずして例れ如く五箇年を許し其中よ次第に改良を施し商人の品格上進すると共に會所取引所の有樣も次第に正に歸せしむるの工風肝要なる可し即ち無益の變動と鎭めて商賣の安寧と維持するの得策ならんと信ぞるものあり

又目下の問題たる十州鹽田組合紛議の元を尋ぬるに去る明治十八年八月愛媛縣達の鹽田組合規則に基き中國四國都合十箇州の製鹽地方を一の同盟組合と爲さし先一年中採鹽の季節と六箇月と定めて其間のみ專ら鹽田を耕し殘る六箇月は組合中よ採鹽と禁ぜたるより抑もく其爭の端を開き愛媛縣下の鹽民は一村一部落れ生活を擧げて採鹽の一業よ托する者あるよ組合本則に縛られて年の一半と徒手遊食に費す如きは製鹽上全體の利害得失は兎も角も鹽民衣食住の點に於て甚ぞ不都合ある次第ありとて同盟脫去を企てさるに本部に於ては之を規則よ戾る者ありとして法庭よ告訴し一先づ採鹽と停止せられて現時問着の際中なるは讀者の知る所なる可し食鹽は人生必需の要品にして其價れ不廉なるは生計の不便と促すべき由縁なるが故に成る可くは其製造の競爭を自由に任せて供給の途と饒かならしむるの手段大切なれば鹽田組合の法と雖も無くて濟む者なりとすれば始めより設けざるまと萬全の策にして殊に又十州とのみ其制限を立たるも如何なる精神なりや縱令へ日本國の製鹽地方は重に十州なりとするにもせよ其他九州なり東國なり國中孰れの海濱にも鹽を產せざる所あければ十州の製鹽者のみ獨り右同盟の來傳を蒙むりながら他方と充分の競爭と爲を能はざるは視易きの條理なる可し是に由て之と觀きば曩に政府の此法令と定めたる時の主義方向は[illegible]實際の事情の不完全なる人知を以て斯く豫め知る能はざりしれ如何ともす可らざる次第にして必ずしも當局者の失敗と云ふ可き者にあらず故に實際に其不都合を見出して疑ひもなくば是れも一時の便宜を以て法の施行を停止するみろ政府公明れ政策なれ人事の不如意なる世界に在りては官民互に相恕し時に過ちと問はざるは大に人の美德とする所なる可し

官報

○閣令第二十二號
明治十九年(五月)閣令第十二號中福岡大林區署管轄區域福岡縣ノ下ニ「佐賀縣」ノ三字ヲ追加ス
明治廿年十一月二日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

○農商務省訓令第十六號　北海道廳　府縣
當省所管第二部歲入免許及手數料鑛山借區稅決算證明式別冊ノ通相定メ候條十九年度以降右ニ照準調製シ每年十二月十五日迄ニ當省ヘ差出スヘシ
但別冊ハ別ニ頒ツ
明治廿年十一月四日　農商務大臣伯爵黑田淸隆

○遞信省告示第百九十三號
本月十六日ヨリ伊勢國三重郡四日市郵便局電信局ヲ合併シ四日市郵便電信局ト稱シ同日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム
明治廿年十一月四日　遞信大臣子爵榎本武揚

○遞信省告示第百九十四號
磐城國磐前郡平町ニ三等電信局ヲ置キ平電信局ト稱シ來ル十二月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム
明治廿年十一月四日　遞信大臣子爵榎本武揚

○警視廳告示第二十三號
消防分遣所ニ於テ本月十一日ヨリ明治二十一年五月十日マテ消防組ヲ詰ヲ施行シ且火災豫防ノ爲メ時々其管內ヲ巡邏セシム
明治廿年十一月四日　警視總監子爵三島通庸

○東京高等女學校西洋家事敎場　東京高等女學校に於ても今般西洋家事敎場と建設し生徒として常よ此に出入せ割烹裁縫家事取締及接客の方法を始め其他一切西洋の家事に關する事柄を親しく練習せしむるの事となせり其旨趣書左の如し(文部省)

西洋家事敎場建設旨趣書

家事ノ女子敎育範圍ニ在テ最モ肝要ナルハ今更言ヲ竢タス而シテ今之ヲ敎フルノ點ニ於テ一ノ特別ナル困難アリ何トナレハ今日家事ノ風習ハ新舊相關鍵スルノ時期ニシテ卽チ從來ノ習慣ハ漸々消滅ニ歸スルモ新入ノ風習猶未タ一定セサレハナリ顧フニ向來家事ノ風習等如何ナル狀況ニ歸着センカハ固ヨリ確知シ難シト雖モ現今ノ形勢ヲ以テ將來ヲ推測スルトキハ縱令純然タル西洋風ニ至ヲサルモ西洋ノ習慣一ノ大ナル原素トナルヘキハ疑フヘカラサルヘシ故ニ現今我邦ニ於テ女子ニ家事ヲ敎フルニ當リ最モ完備ヲ要センニハ新舊併セテ之ヲ授クルニ在リト言フヘキモ生徒在學年數並ニ日課時間等各々定限アルヲ以テ新舊併セテ之ヲ敎授センコハ到底行ヒ得ヘカラス由テ本校科目中ニハ純然タル日本風ノ家事ノ如キハ唯裁縫ノ一科ニ止メ自餘ハ西洋風ノ家事ヲ敎フル事ニ定メタリ是決シテ日本風ノ家政割烹等都テ知ルヲ要セストノ旨意ニハ非ス畢竟是等ノ事ノ如キハ生徒各自其家ニ在テ平素親シク其父母ヨリ學ヒ得ラルヘキモノナレハ之ヲ省キ本校ニ於テハ專ヲ他ニ於テ學ヒ易カラサル西洋風ノ家事ヲ敎フル點ニ就キ力ヲ餘サヽラント期スルニ由ル依テ本年一月以降第一級生及第二級生ニ授クルニ西洋裁縫ヲ以テシ今又本校構內ニ於テ新ニ洋風ノ家屋一棟ヲ增築シ工事昉メテ成ルヲ告ケ外國中等ノ住居ニ適當シタル諸般ノ裝置悉ク整頓ス卽チ此ニ外國婦人敎師ヲ住マレメ平素成ルヘク自國ノ生活ヲナサシムルノ事トス是卽チ一箇西洋家風ノ模型ヲ構造シ本校生徒ヲシテ常ニ此ニ出入セシメ割烹裁縫接客ノ方法等ヲ始メ其他一切ノ家事ニ關スル事ヲ親シク目擊セシメ幾分カ彼ノ西洋ニ所謂ホームノ有樣ヲ履知セシメントノ旨趣ニ出ツルナリ其經費ノ如キハ固ヨリ節儉ヲ旨トシ成ルヘク目下本邦ノ形勢ニ適シ實際ニ履行セラルヘキノ點ヲ取リテ敎授セシメント期セリ右ノ如キ計畫ナルヲ以テ西洋家風ヲ學ハンニハ通學ニテモ勿論之ヲナシ得ヘキモ尙充分之ニ練熟セシカ爲メ寄宿ヲ望ム者モ亦無キニアラサルヘキヲ以テ此家屋中ニ凡ソ十名ノ生徒ヲ寄宿セシムルノ準備ヲナセリ但シ此ノ如キノ少數ニ定メタルハ其主旨常ニ一家內ノ組織ヲ崩サヽランメントスルノ意ニ出ツレハナリ而シテ此ニ寄宿スルニ於テハ足本邦ノ地ヲ離レスシテ身ハ恰モ西洋ニ留學スルモノヽ如ク外國家事ノ風習ヲ實際上ニ練習シ加之朝夕英語ヲ用フルヲ以テ之ニ熟達スルノ利益モ亦將タ尠少ナラサル
現在ノ生徒ノミナラス他ノ有
家事ヲ修學セシカ爲メ寄宿
一二箇月若クハ數月間寄宿
寄宿料ハカメテ低廉ナルヲ期
ニ模擬スルヲ以テ日本風ノ客
ヲ要セサルヲ得ス其一定ノ金
後確報スヘシト雖モ食料燃料
箇月金十五圓ヲ出入スヘシ

雜報

○長崎天津間の航路　近頃の
會社が曩に開きたる長崎朝鮮
ぶ就き論となして日本は今も
間に確然航路と開きたり初め
以て此航路を往復せしめたる
日は此航路に適切したる新造
ありたるが日本人は此航路
よ招商局も怡和汽船會社も
復と止めたるは最も詮議せ
に角本年諸外國人の定果よ
に上陸ゑたるもの多く且北京
が今後日本、合衆國、加奈陀
來の如く上海に出でずして
日本れ汽船が至當の運賃と
於ては此航路の商賣は益々
替へ上海は次第に衰微に至
取り恐るべきものは右郵船
西部より上海へ定時航行の
日本より石炭を積み來りて
も揚子江の流域は石炭に富
賣買ある位なれども支那官
本の石炭と競爭する能はざ
商局よりも自分の廿即ち二
航行せしむるとは已に世
由は招商局の理事者及び株
べければ我々(上海の英字新
上報告するとを怠らざる

○天竺種購入　農商務省に
入方を香港の我領事館に照
かば試養の爲め京都府外六
よし

○米質改良組合規約準則
規約準則を達せんとて疑え
及商業委員會へ諮問せしよ
此準則を發布すべしと云ふ

○愛知縣の敎育會　愛知縣
敎育會を開きさるよしなる
談と爲し殊よ米人クライン
等ありしと謂ひ傍々聽衆の
なりしと

○大坂の新架橋　去る十八
したる天滿、天神、木津川等
へ注文中なりし處內木津川
滿、天神の分も横濱まで來
の兩橋も鐵橋と爲す筈にて
が渡邊、肥後の兩橋は最初
も梅田停車場より大坂市中
途にして模樣を變ゑ京、西
用し兩橋とも鐵橋と爲すと

貴婦
約束小間物
金細工指環
太政官商法編纂局御反譯
齒科治療